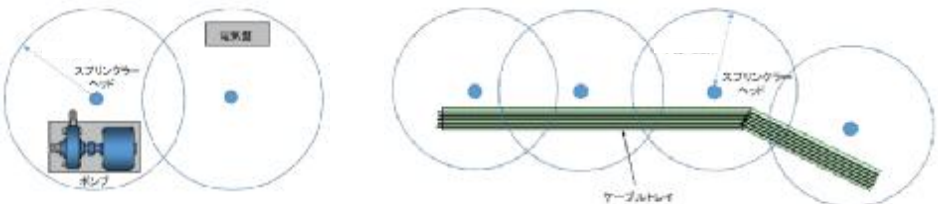
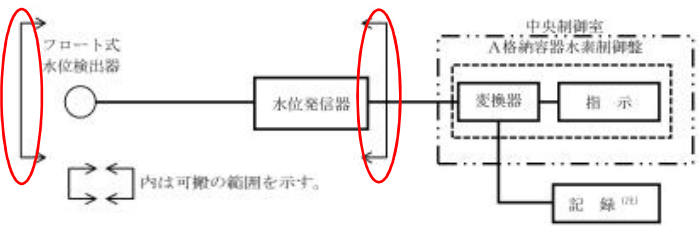


高浜発電所3号機の工事計画認可申請の補正書の概要

添付資料2

	<例>																																				
	前回（平成27年4月15日）	今回（平成27年7月16日）																																			
【基本設計方針】 ・説明内容の追加	屋外の重大事故等対処設備は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室から可能な設計又は設置場所で可能な設計とするか、人が携行して使用可能な設計とする。	屋外の重大事故等対処設備は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。...（途中略）... <u>屋外重大事故等対処設備については、風（台風）及び竜巻による風荷重に対し、位置的分散を考慮した保管により、機能を損なわない設計とする。</u> <竜巻により屋外重大事故等対処設備が同時に機能を損なわないよう分散配置する説明を追記（下線部）>																																			
【基本設計方針】 ・記載内容の充実	水噴霧消火設備（3・4号機共用、3号機に設置（以下同じ。））により消火を行う設計とし、火災発生時の煙の充満及び放射線の影響により消火活動が困難とならないところは、自動消火設備である海水ポンプの二酸化炭素消火設備並びに可搬型の消火器又は消火栓により消火を行う設計とする。	水噴霧消火設備（3・4号機共用、3号機に設置（以下同じ。））により...（途中略）...消火を行う設計とする。 <u>スプリンクラーは、消火対象が放水範囲内に入る設計とし、動作後は消火状況の確認、消火状況を踏まえた消火活動を実施することを保安規定に定める。</u> <スプリンクラーの放水範囲と動作後の消火活動を保安規定に定めることの記事を充実（下線部）>																																			
【要目表】※ ・表現の見直し	可搬式代替低圧注水ポンプ出口接続口 ～ スプレイヘッド 50m、10m、5m、1m送水用ホース	<u>可搬式代替低圧注水ポンプスプレイヘッド用</u> <u>50m、10m、5m、1mホース</u> <要目表に記載の名称の表現を見直し（下線部）>																																			
【添付資料】 ・説明図の追加	 <p style="text-align: center;">スプリンクラーヘッドの設置図面の追加</p>																																				
【添付資料】 ・説明図の記載内容の充実	 <p style="text-align: right;">可搬範囲の明確化</p>																																				
【添付資料】 ・表やグラフの記載内容の充実	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主要設備</th> <th colspan="2" rowspan="2">通信回線種別</th> <th rowspan="2">専用</th> <th rowspan="2">輻輳</th> <th colspan="2">設置場所及び設置の有無</th> </tr> <tr> <th>緊急時対策所</th> <th>中央制御室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">保安電話</td> <td rowspan="2">電力保安通信用回線</td> <td>有線系（光ケーブル）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">◎</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td style="text-align: center;">有</td> </tr> <tr> <td>無線系（多重無線）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">◎</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td style="text-align: center;">有</td> </tr> <tr> <td>衛星保安電話</td> <td>通信事業者回線</td> <td>衛星系</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">◎</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td style="text-align: center;">無</td> </tr> <tr> <td>衛星電話（可搬）</td> <td>通信事業者回線</td> <td>衛星系</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">◎</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td style="text-align: center;">無</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">機器の設置場所を追記</p>		主要設備	通信回線種別		専用	輻輳	設置場所及び設置の有無		緊急時対策所	中央制御室	保安電話	電力保安通信用回線	有線系（光ケーブル）	○	◎	有	有	無線系（多重無線）	○	◎	有	有	衛星保安電話	通信事業者回線	衛星系	○	◎	有	無	衛星電話（可搬）	通信事業者回線	衛星系	○	◎	有	無
主要設備	通信回線種別							専用	輻輳	設置場所及び設置の有無																											
			緊急時対策所	中央制御室																																	
保安電話	電力保安通信用回線	有線系（光ケーブル）	○	◎	有	有																															
		無線系（多重無線）	○	◎	有	有																															
衛星保安電話	通信事業者回線	衛星系	○	◎	有	無																															
衛星電話（可搬）	通信事業者回線	衛星系	○	◎	有	無																															
【添付図面】 ・表現の見直し	車両型設備の車両寸法の記載箇所を変更																																				

※電気事業法では、原子力発電設備（原子炉本体、燃料設備等）の改造（撤去含む）を行なう際は、事前に工事計画の認可を受けることが定められている。現在、撤去を計画している高浜発電所3号機の使用済燃料ピットクレーンメインホイスト（平成27年2月2日の補正申請時より要目表に撤去することについて記載済み）については、この工事計画の認可を要する設備に該当することから、電気事業法に基づく高浜発電所3号機の工事計画認可申請書を、本日、経済産業大臣と原子力規制委員会宛に提出。